

平成19年4月13日

各位

会社名 株式会社吉野家ディー・アンド・シー

代表者名 代表取締役社長 安部 修仁

(コード番号 9861 東証第一部)

問合せ先

常務取締役BS(ビジネス)本部長 折田 昌行

(TEL 03-5269-5111)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月13日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成19年5月25日開催予定の当社第50期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

当社グループを始めとする外食業界を取り巻く環境は、マーケット規模の縮小に加え、店舗数過剰による競争の熾烈化により、既存店売上高の低迷が長期化する等、厳しい状況が続いております。加えて企業の社会的責任や経営の透明性に対する社会的要請の高まり、事業再編の加速化等、企業を取り巻く環境も大きく変化しております。

当社グループにおきましても、まず、コア事業である牛丼関連事業に関して、国内では、業態進化戦略、商品戦略、出店加速化戦略を展開し、収益性の向上を図るとともに、マーケットの変化に対応し、進化し続けていくためのインフラの構築を行うことが重要な経営課題であり、海外では、特にアメリカ及び中国における本格的な出店拡大を行うとともに、新規エリアへの展開を実現していくことが重要であると考えております。その他の国内事業におきましては、各事業会社が、早期に成長モデルを確立し、各々の業界におけるトップブランドの地位を築いていき、またその一方で、積極的にM&Aを推進していくことが重要であると考えております。これらの経営課題を達成するためには、牛丼事業を中心として構成されてきたこれまでの連結経営体制における取り組み方や発想を大きく転換し、グループとしての目標を明確に定め、それを実現するための分業の仕組みを構築し、個々の事業会社の責任と権限を明確にすることで、これまで以上にグループ経営を積極的に推進していくことが重要となってまいります。

そこで、その取り組みの一環として今回、純粋持株会社体制へ移行することとし、グループの経営機能と執行機能を明確に分離したうえで、持株会社では、より高度な情報力と専門性をもった集団として戦略的な意思決定を、事業子会社は、事業活動に特化した迅速かつ機動的な業務執行を行い、グループ経営体としての機能を充実・強化することによって、当社グループとしての競争力及び効率性をより一層高め、グループ企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。

持株会社では、当社グループを取り巻く環境変化にフレキシブルに適応していくため、グル

ープ全体を俯瞰した経営戦略を策定し、最適な経営資源の配分を行うことで、グループとしての競争力や効率性を向上させ、シナジーを高めていくとともに、今後の成長戦略を促進する効果的なM&Aやグループ内の事業再編を円滑に遂行してまいります。加えて、持株会社体制の下で、これまで以上にグループとしてのコーポレートガバナンスを強固なものとしていくため、積極的に内部統制環境の整備を推し進め、グループ全体の経営の透明性を高めてまいります。

個々の事業会社は、事業執行特化型の組織機能となり、併せて執行役員制度を導入し、各々の事業会社の業務執行責任者がスピード感溢れる経営を実践してまいります。

つきましては、純粹持株会社体制への移行及び監査体制の一層の充実強化に備えるため、現行定款第1条（商号）第2条（目的）第17条（取締役の員数）及び第24条（監査役の員数）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、当社第50期定時株主総会において、第3号議案の新設分割計画承認の件が原案どおり承認されることを条件として、平成19年10月1日をもって生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（商号） 第1条 当社は株式会社吉野家ディ・・アンド・シ・と称し、英文では <u>YOSHINOYA D&C CO.,LTD.</u> と表示する。	（商号） 第1条 当社は株式会社吉野家ホールディングスと称し、英文では <u>YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.</u> と表示する。
（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを <u>目的とする。</u>	（目的） 第2条 当社は次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u>
（取締役の員数） 第17条 当社の取締役は <u>25名以内とする。</u>	（取締役の員数） 第17条 当社の取締役は、 <u>13名以内とする。</u>
（監査役の員数） 第24条 当社の監査役は、 <u>4名以内とする。</u>	（監査役の員数） 第24条 当社の監査役は、 <u>5名以内とする。</u>

以上